

つくばみらい市一般廃棄物処理基本計画（案）に対する意見の内容および市の考え方

意見提出期間	平成 28 年 11 月 25 日（金）～平成 28 年 12 月 26 日（月）		
意見提出者数	1 名	意見件数	13 件

No.	意見項目	意見の内容	件数	市の考え方
1		計画策定の基本的な考え方を入れた方がいい。	1	<p>計画策定の目的は、p 3 に「第 2 節 計画策定の目的」に示すとおり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定により定めるものであり、国から提示されている循環型社会の実現を目指すものである。</p> <p>p 17, p 18 に示す「第 6 節 つくばみらい市の計画」の中の「つくばみらい市総合計画新基本計画」（平成 24 年 3 月）にあげているとおり、ごみ処理対策として市民と協働して、3R を推進する計画としました。</p>
2	51 ページ	再資源化については、現状で生ゴミの堆肥化事業が広域でなされていますので、加えるべき。	1	<p>p 31, p 32 に示す「2) 生ゴミの減量化」で回収量や処理量などを、また、施設の概要を p 34 に、今後の施策として p 91 の「第 9 章 計画達成のための施策第 1 節 1. 生ゴミの排出抑制・減量化の推進」1) 家庭系 生ゴミの排出抑制・減量化③生ゴミの分別回収に参加するとしています。</p>

3	52 ページ	自己意識を高めるために啓発活動などが重要である/というふうに啓発活動を加える。	1	p 52 の「第 2 節ごみ処理の課題」の 5 行目から市民及び事業者への啓発活動について、触れています。
4	68 ページ	排出量の数値が具体的に分かりにくい。	1	一般的に t (トン) が用いられているので、同様としました。
5	73 ページ	排出量単位がなじみにくい。イメージがつかめない。	1	g/人・日は、言い換えると 1 人 1 日当たり〇〇 g であり、一般的に用いられているので、同様としました。
6	75 ページ	家庭系ゴミの有料化の検討は、同時に具体的にゴミの削減やリサイクル、新たな取組みなどと合わせて、施策をださないと市民の理解は得られない。このままだとマイナスです。	1	つくばみらい市外 3 市で構成している常総地方広域市町村圏事務組合のなかの常総環境センターが、平成 18 年 3 月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」のなかでは、ごみの発生抑制・排出抑制の方策として、「家庭ごみの有料化の実施について検討していく」としています。 その方針に沿って、既に粗大ごみについては、平成 24 年度より有料化が実施されています。その他のごみについても、将来の有料化は課題となっています。
7	88 ページ	単独浄化槽から合併浄化槽の取組みは予算を拡大し早急にすべき問題と	1	生活排水処理人口総合普及率は、平成 28 年 3 月末現在で、ほぼ 90%と

		してください。		なっていますが、合併処理浄化槽への転換を推進するものとし、今後も年間 40 基程度の合併処理浄化槽の設置又は転換を見込んだものとしています。
8	91 ページ	生ゴミの回収は、もっと積極的な施策に変えてください。	1	No.2 で回答したとおりです。
9		地域の実情に応じた長期的展望に基づくごみ処理システムの選択。ごみ処理を取り巻く状況は地域によって異なり、画一的でないことから、地域の特徴を活かし、中長期的な施策を組むことが必要。		
		<p>1) 不法投棄・不適正処理対策を考える</p> <p>一般廃棄物処理の有料化の導入等に伴っていることから、ごみの不法投棄・不適正処理について事前に検討を行い、ごみ処理基本計画に位置づけておくことが望ましい。</p> <p>その為に具体的な施策を掲げるか検討委員会などを立ち上げる必要がある</p>	1	<p>分別収集体制の維持及び適正な分別排出の徹底は p 78 に「2.目標達成のための方策 1) 分別収集体制の維持」として、適正処理の指導は p 94 に「4.収集体制の整備 1) 分別と資源化の徹底②適正処理の指導」として、また、不法投棄の防止は p 95 に、「2) 地域環境の整備 (2) 不法投棄の防止」としてしています。</p> <p>減量等の促進にかかる具体的な施策は、つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例に定める廃棄物減量等</p>

				推進審議会にて検討をすることができます。
		<p>2) 低炭素社会や自然共生社会との統合への配慮が弱い</p> <p>一般廃棄物分野における地球温暖化対策としては、3Rの推進による焼却量の抑制や燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効に活用するごみ発電やバイオマスエネルギー利用により、化石燃料の使用量の抑制を推進する施策を進めている自治体があるように、当市でも計画の策定に当たっては、温室効果ガスの排出量の削減について配慮する施策が必要。</p>	1	<p>計画策定の考え方で示したとおり、3Rを推進することを前提とした計画としています。</p> <p>また、処理は市単独では行っておらず、常総市、取手市、守谷市、つくばみらい市の4市で構成する常総地方広域市町村圏事務組合の施設で行っています。</p> <p>なお、平成24年7月に竣工したごみ処理施設は、ガス化溶融方式という方式で、可燃ごみ等をガス化し燃焼、さらに焼却灰などの残渣を溶融・固化する方式であり、燃焼に伴い発生する熱エネルギーの発電や給湯などへの有効利用、減量化、温室効果ガスの削減が図られたものとなっています。</p>
		<p>3) 展望が無い場合は、市民参加で地域の特徴を活かし、中長期的な施策を考えることが必要</p>	1	<p>前述のとおりですが、他にp93に示す「市民の役割」で多くの市民が身近なことから実行できることとしています。</p>
		<p>4) みらい平地区のエコシティー構想なども一つとして考えてはどうか。</p>	1	<p>エコシティー構想については、廃棄物のみならず環境問題や再生可能エネルギーとしての視点などとの関連性が大きい</p>

				で、一般廃棄物処理基本計画のなかで取り上げるにはそぐわないと考えます。
		ゴミの持ち去り対策を入れてください。	1	p 94 の「4.収集体制の整備」の 1) に「③資源物の持ち去り対策」を追加、「当日の朝出し、持ち去り行為の市への通報等」を追記します。